

平成27・28年度 建設工事競争入札参加資格審査

<主な改正内容について>

平成26年8月
福井県土木部土木管理課

1 特別項目点数に関する改正事項

(1) 新規追加

常時雇用する建設業従事者の人数に応じて、加点評価します。

5人につき、0.5/100加点します。

ただし、上限3/100(30人)とします。

※1 経営事項審査の技術職員数で評価対象となった方を除きます。

※2 資格審査の審査基準日(平成26年10月1日)の時点で、引き続き6か月以上雇用されている方を対象とします。

※3 ただし、平成27・28年度の資格審査に限り、審査基準日の時点で雇用されていれば加点対象としますが、平成27年3月31日まで引き続き6か月以上雇用することを条件とし、後日、改めて資格確認を行います。

※4 雇用開始日および常勤性の確認は、健康保険証で行います。

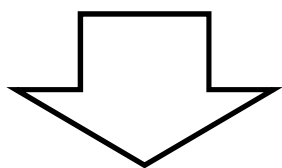
(2) 既存項目の見直し

① 30歳未満の技術職員数に関する加点評価

【現行】

④の技術職員数の評価において加点対象となった方が
資格審査の審査基準日時時点で30歳未満である場合

1人につき、0.5/100加点(上限2/100(4人))



【改正後】

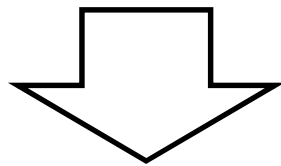
1人につき、0.5/100加点(上限3/100(6人))

② 建設機械の資産価額に関する加点評価

【現行】

経営事項審査の審査基準日時点の貸借対照表に記載された「機械・運搬具」の資産の金額が1000万円以上である場合

1000万円につき1/100(上限3/100(3000万円))



【改正後】

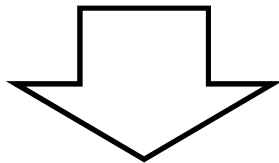
1000万円につき1/100(上限4/100(4000万円))

③ 技術職員数

経営事項審査の技術職員名簿に記載された技術職員数に応じ、次の式により算定した割合を加点評価

【現行】

$(1\text{級技術職員(監理講習受講者)} \times 6) + (1\text{級技術職員} \times 5) + (2\text{級技術職員数} \times 2) + (\text{登録基幹技能者} \times 3) + \text{その他技術職員数} \times 1/500$ (端数切捨て。上限15/100)



【改正後】

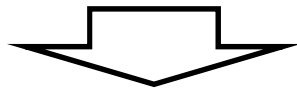
$(1\text{級技術職員(監理講習受講者)} \times 6) + (1\text{級技術職員} \times 5) + (2\text{級技術職員数} \times 2) + (\text{登録基幹技能者} \times 3) + \text{その他技術職員数} \times 1/500$ (端数切捨て。上限15/100)

④ 経営基盤強化に関する加点評価

【現行】

次のいずれかに該当する場合に加点評価(上限10/100)

- ・会社合併等 合併等から3年以内 10/100
5年以内 5/100
- ・一定の要件を満たす経常JVまたは協業組合 5/100
- ・新分野展開スタートアップ支援助成金の交付 5/100



【改正後】

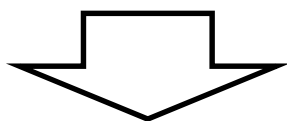
次のいずれかに該当する場合に加点評価(上限5/100)

- ・会社合併等 合併等から~~3年以内~~ ~~10/100~~
5年以内 5/100
- ・一定の要件を満たす経常JVまたは協業組合 5/100
- ・新分野展開スタートアップ支援助成金の交付 5/100

2 資格審査の申請要件に関する改正事項

法面処理工事の資格審査の要件から、建設機械の保有要件を削除します。

【現行】 モルタル吹付け機、種子吹付け機またはボーリングマシンのいずれかを所有すること。



【改正後】 **上記要件を削除**

※ ただし、個別の入札公告においては、引き続き「自社保有機
械および自社雇用のオペレータによる施工」を求めます。

3 資格審査申請要領の改正事項

(1) 電子申請様式の見直し

今回の入札参加資格審査より、電子申請システムで入力していただく様式が増えます。

【電子申請様式】 赤字のものが今回より電子申請様式となるもの。

- ・競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- ・とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ(様式第4号)
- ・ほ装工事施工体制実態調書(様式第5号)
- ・法面処理工事施工体制実態調書(様式第6号)
- ・営業所調査書(様式第7号(その1))
- ・特別項目点数に係る自己申告書(様式第8号)
- ・営業用設備調べ(様式第9号(その1))

※1 「電子申請様式」は、電子申請システム《ふくe-ネット》で必要事項を入力の上、印刷したものを、その他の必要書類とともに提出する様式です。

2 「電子申請様式」以外の様式は、入札参加資格審査のホームページからダウンロードの上、必要事項を記入して、提出してください。

(2) 営業所要件の確認強化

平成25年度より、福井県の入札参加資格者が備えるべき営業所要件を定め、この要件を満たしているか、順次営業所実態調査を実施しています。



営業所要件の周知を図るため、今回の資格審査より、この営業所要件を満たしているか、自社でチェックしていただく「**営業所調査書(様式第7号(その1))**」を提出していただきます。

併せて、上記要件を満たしていることが分かる営業所の**写真**および事実と相違ない旨の**誓約書**の提出を求めます。